

生乳共販体制の役割 第二回

「指定牛乳生産者団体制度の仕組みと役割」

北海道大学 大学院農学研究院基盤研究部門

農業経済学分野 講師 清水池義治

前号では、生乳流通で農協共販が必要とされる点を述べてきた。

本号では、わが国における生乳流通に関する基本的な制度である「指定牛乳生産者団体制度」（以下、指定団体制度）の仕組みと役割を解説する。

一・指定団体制度の仕組み

指定団体制度は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下、同法）にもとづく制度である。同法は日本の酪農政策で最も重要な法律であり、牛乳乳製品の安定供給や酪農家の経営保護などを目的に一九六六年度に施行された。同法の中心的な制度は、酪農家に対する補給金交付制度である。この補給金交付

に指定団体制度が深く関わっている。

補給金は全ての酪農家に交付されるわけではなく、以下の二条件を満たす酪農家に限定されている。すなわち、（A）脱脂粉乳・バターなどに処理される原料乳（同法では「加工原料乳」と呼ばれる）を生産する酪農家であること、（B）「指定牛乳生産者団体」（指定団体）に生乳を出荷する酪農家であること、である。

（A）の理由は、牛乳向けと比べて乳製品向けに処理される生乳価格（乳価）が低いためだが、（B）の理由は何だらうか。そもそも指定団体とは、特定地域内の酪農家団体（＝農協）のうち一団体だけ同法によって指定される団体である。指定される条件は、特定地域内で過半の生乳販売シェアを持っている

清水池 義治（しみずいっけ よしはる）氏



北海道大学大学院農学研究院基盤研究部門農業経済学分野 講師
1979年生まれ、広島県出身

2009年に北海道大学大学院農学院博士後期課程修了、博士（農学）
2006年より雪印乳業㈱農総合研究所・非常勤研究員
2009年より名寄市立大学保健福祉学部講師、2015年より准教授
2016年より現職

主著に『増補版 生乳流通と乳業』デーリィマン社（2015年1月刊行）。

ことなどだ。一九九〇年代以前は都道府県ごとに一団体が指定されたが、二〇〇〇年頃には指定団体の広域合併が行われ、現在では指定団体は全国で一〇団体となつた。

指定団体制度は、この

指定団体を通じて酪農家に補給金を交付する制度である。別の表現をすれば、酪農家は指定団体に生乳を出荷しなければ補給金を受け取ることができないということだ。要は、指定団体制度には、指定団体の生乳販売シェア（農協共販率）を引き上げる効果があると言える。

この結果、指定団体は、

特定地域における大多数の酪農家から生乳を集め、これら酪農家を代表して乳業メーカーと交渉を行い、生乳を販売するようになる（図1参照）。一般的に、こうした体制は「一元集荷・多元販売」と呼ばれている。

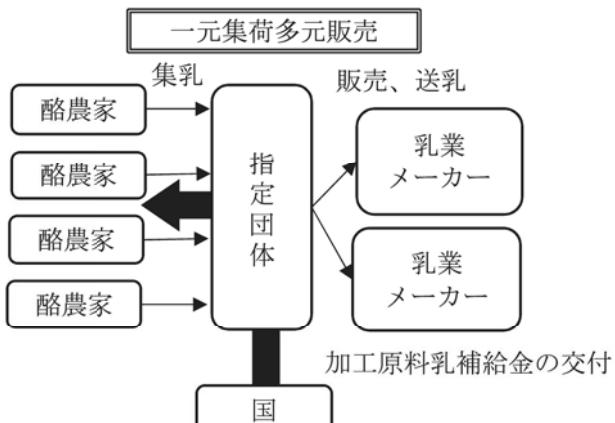


図1 指定団体制度の仕組み

二、指定団体制度の役割

では、なぜ指定団体制度を通じて農協共販率の引き上げが目指されたのであろうか。指定団体制度のできる前は、北海道でも複数の農協共販でバラバラに生乳販売が行われ、しかも共販の規模は今よりずっと小さく、様々な問題が起きていた。そこで、指定団体制度による農協共販率の引き上げで、主として以下のようなメリットが期待された。

① 生乳輸送コストの削減

指定団体制度以前は、乳業メーカーが自分で酪農家から生乳を集めていた。当時は乳業メーカーが他社より少しでも多くの生乳を買おうと激しく競争していたため、メーカーの生乳集荷地域が複雑に入り乱れ、乳業工場から近い地域だけではなく、遠い地域から生乳を集めていた場合もあり、生乳の輸送コストが高くなっていた。

しかし、指定団体が一括して生乳を集めるようになると、乳業工場に近い地域の生乳から順に届けるように整理され、輸送コストが削減された。結果として、牛乳乳製品をもつと安く供給できるわけであり、乳業メーカーだけではなく、消費者にもメリットがあるとわかる。

② 適正な価格形成

巨大な乳業メーカーと小さな農協共販との取引交渉は、農協にとって力関係が不利になり、不合理に安い乳価を強じられる場合が多い。企業である以上、原料コストを引き下げようとすることは当然であるものの、国内酪農が衰退して生乳生産が減少し、新鮮な牛乳乳製品を消費者に供給できなくなる恐れがある。指定団体という規模の大きな農協共販が成立すれば、乳業メーカーに対する価格交渉力が強くなる。そのため、国内酪農の持続的発展を保証できる乳価が実現される可能性が高くなり、結果として牛乳乳製品の安定供給に寄与するこになる。これも消費者にとってメリットであろう。

③ スムーズな需給調整（過不足調整）

指定団体制度以前のように乳業メーカーが自分で生乳を集めている場合、生乳不足が発生すると、生乳を集める力の弱い乳業メーカーは牛乳乳製品を十分に製造できなくなり、社会的な混乱が発生する可能性がある。

それに対して、指定団体は、牛乳乳製品の安定供給を意識して乳業メーカーへ生乳を配分する。生乳不足時には、あまり日持ちせぬ消費頻度の多い牛乳向けを優先する一方、保存期間が

長く輸入品でも対応できる脱脂粉乳やバターの優先度を下げるのである。どんな乳業メーカーであってもとりあえず牛乳を供給できる可能性が高まり、混乱をもつと小さくできるだらう。逆に生乳過剰の場合、指定団体制度以前は、農協がバラバラに分断されていたので、乳業メーカーの乳価引き下げに対する有力な対抗手段がほとんどなかつた。生乳が余つてしまえば、乳業メーカーの求める値下げに応じて、とにかく売り切るしかなかつたのである。

だが、酪農家が指定団体にまとまれば、協調して生乳生産量を抑制する、あるいは指定団体で乳製品を製造し在庫保管することにより、過剰になる生乳を減らし、乳業メーカーからの乳価引き下げ圧力を和らげることが可能である。乳製品製造はスケールメリットがある（製造規模を拡大すればコストが下がる）ため、指定団体に生乳を集中せれば、より低いコストでの乳製品製造と在庫調整ができる。

このように、指定団体制度で指定団体の共販率を引き上げて、牛乳乳製品の安価かつ安定的な供給、ならびに酪農経営の安定化が目指されたのであった。

次回では、指定団体制度の成果、同制度の改革に関する最近の議論を検討しよう。



当研究所の「事業計画説明」に併せて開催された清水池先生の講演会（7月19日）